

保護者各位

越谷市長 高橋 努

保育施設の臨時休園の期間延長について

日頃から教育・保育行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、多大なる御協力をいただいておりますことに、改めてお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い「緊急事態宣言」が発令され、埼玉県知事から緊急事態措置の実施がなされたことに加え、市内及び県内で感染が拡大していることや、いわゆる「3密」になりやすい保育施設において利用する児童及び保護者の感染リスクを最小限にするための一層の取組が必要と判断し、市内の保育施設について、令和2年4月22日から5月6日まで臨時休園としております。

まもなく期間終了となりますが、市内及び県内の感染の状況や、埼玉県から保育の提供の縮小が要請されていることを踏まえ、臨時休園を継続すべきと判断し、**引き続き市内の保育施設（公立保育所・私立保育園・認定こども園・地域型保育事業所）について、令和2年5月31日まで臨時休園期間を延長することといたします。**

なお、医療従事者や社会の機能を維持するために就業の継続が必要な方、御家庭での保育が特に困難な方等については、これまでと同様に、利用施設（在籍する施設）で特例的な保育（休園時保育）を実施しますので、下記のとおり手続きをお願いいたします。

保護者の皆様には引き続き御不便をおかけしますが、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、人と人との接触機会を減らす取組に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 臨時休園期間

令和2年4月22日（水）から令和2年5月31日（日）まで

※緊急事態宣言の期間延長等により、上記期間を変更する場合があります。

2 休園時保育を利用できる世帯

保護者全員及び同居する65歳未満の祖父母が以下の①から④までのいずれかに該当し、かつ在宅勤務や休暇等の調整がつかない世帯、または⑤に該当する世帯

- ① 病院、薬局に勤務するなど、医療体制の維持に関する業務に従事
- ② 高齢者施設や障害者支援施設など、支援が必要な方々への保護の継続に関する業務に従事
- ③ インフラ（電力、ガス等）運営や飲食料品、生活必需品供給関係など、市民の安定的な生活の確保に関する業務に従事
- ④ 警察、消防、行政サービス、鉄道、運送、保育など、社会の安定の維持に関する業務に従事
- ⑤ その他、家庭での保育が特に困難な場合（労働以外の認定事由を含む）
※①～④以外の業務でも、必要な方は個別に施設に御相談ください。

※医療従事者の方へ

医療従事者については、厚生労働省から「医療需要が増大していること等に鑑みて、子どもの預け先がなくなることで、医療従事者等が自宅待機、休職又は離職をせざるを得ない状況が発生しないよう」通知があったことを踏まえ、「保護者の1人が医療従事者、他の保護者が①～④以外の職種の方」の場合でも保育を提供します。

3 休園時保育の利用手続（改めて提出をお願いします）

臨時休園期間に保育の利用を希望する方は、別紙「休園時保育利用希望届（5月7日～5月31日分）」を令和2年5月7日までに利用施設に提出してください。なお、保育を利用する際は、利用時間の短縮等に御協力ください。

※希望届提出後に利用希望日に変更となった場合は、利用施設に御連絡ください。

※ㄇ切日後に急きょ利用が必要となった場合は、利用施設に御相談ください。

4 0～2歳児の利用者負担（保育料）の取扱い

令和2年4月8日付けでお知らせしたとおり、令和2年4月分及び令和2年5月分について、利用状況に基づき次の算式による日割計算で利用者負担（保育料）を算定します。

減額後の利用者負担（保育料） ※減額後の利用者負担は月ごとに計算

現在の利用者負担×減額対象となる期間内に利用を控えた日数を除く開所日数（月ごと）÷25

※申請は必要ありません。

※今回の利用者負担の減額対応は、利用を控えた日数の実績に応じて算定することとなりますので、4月分及び5月分の利用者負担については、いったん満額でお支払いいただき、後日還付（返金）する予定となります。

令和2年3月分の利用者負担について、現在、手続いただいた方に還付の手続を進めていますが、土曜日の取扱いなど還付の対象となる日を正確にお伝えできなかった点があったことから、4月分・5月分と同様に出席状況を確認した上で日割計算の「再計算」を行い、差額が生じる方に、さらに還付（返金）を行います。御迷惑をおかけして申し訳ありませんが、御容赦くださるようお願い申し上げます。

※再計算について、申請は必要ありません。

※保育所・保育園利用者の方に市から還付手続を案内していますが（還付通知書に押印し5月8日までに市に返送）、そのまま手続を進めてください。還付後に改めて再計算分の還付手続を案内します。

認定こども園・地域型保育の利用者の方の還付手続は、園の指示にしたがってください。

5 4月・5月入所者の「育児休業からの復帰期限」と「求職活動の認定期間(入所期間)」

- ・育児休業中で申し込んだ場合、復職の期限を8月14日まで延長します。
 - ・求職中で申し込んだ場合で、勤務証明書(「勤務」にチェックが入ったもの)の提出期限までに勤務を開始できない場合は、手続の上、認定期間(入所期間)を3か月延長します。
- ※求職の方の手続については、対象者に別途通知を差し上げます。

6 その他

臨時休園期間中も、家庭においてお子様や保護者の体温を測るなど健康観察をお願いします。また、お子様や同居の家族が新型コロナウイルス感染症に感染した際、又は感染の疑いがある際は、速やかに利用施設に御連絡ください。

※在籍する施設において、在園児又は職員が感染した場合は、休園時保育も休止します。

※令和2年4月30日時点の状況を踏まえたものとなっています。今後の状況により、対応が変更となる場合がありますので、御承知置きください。

※最新の情報は越谷市公式ホームページの「新型コロナウイルス感染症に係る保育施設の対応について」を御確認ください。

<https://www.city.koshigaya.saitama.jp/>

越谷市子ども家庭部子ども育成課 保育担当
電話 048-963-9167 (直通)